

リビエラカップ

第 32 回 東日本オプティミスト級セーリング選手権大会

神奈川県三浦郡葉山町 葉山港

2014 年 8 月 22 日-24 日

帆走指示書（Aクラス）

1 規則

- 1.1 2013～2016 国際セーリング競技規則（以下「規則」という）に定義された規則を適用する。
- 1.2 規則 61.1(a)を次の通り変更する。

「抗議しようとする艇は、フィニッシュ後直ちにフィニッシュ・ラインに位置するレース委員会艇に被抗議艇を伝えなければならない。」を追加する。
- 1.3 規則 40 及び第 4 章の前文を次のとおり変更する。
 - (a) 規則 40 の最初の文章を削除し、「衣服を一時的に追加したり脱いだりする場合を除き、各競技者は、クラス規則 4.2 (a) に従って、個人用浮揚用具を水上にいる間は常に適切に着用しなければならない。」と置き換える。
 - (b) 第 4 章の前文の「第 4 章の規則は、」の後に「指示 1.3 (a) によって修正された規則 40 を除き、」を追加する。

2 選手への通告

選手への通告は、葉山港レース運営室前に設置された公式掲示板に掲示される。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日最初のレースのスタート60分前までに掲示する。

ただしレース日程の変更については、発効する前日の18:00までに掲示される。

4 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、葉山港レース運営室横に設置された信号柱に掲揚する。信号がクラス旗の上に掲揚された場合は、そのクラスのみに適用する。
- 4.2 音響1声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚後30分以降に発する。艇は、この信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。」ことを意味する。
- 4.3 B旗が掲揚された場合、指示18.3の適用を意味する。

5 レース日程

5.1

8月22日(金)	07:00	大会受付・計測
	12:00	開会式、スキッパーズミーティングおよびコーチミーティング
	13:25	最初のレースの予告信号
	19:00	懇親会（逗子マリーナ）
8月23日(土)	08:00	ブリーフィング、コーチミーティング
	09:15	最初のレースの予告信号
8月24日(日)	08:00	ブリーフィング、コーチミーティング
	09:15	最初のレースの予告信号
	16:00	表彰式、閉会式

なお、閉会式の予定時刻が変更される場合は、最終レース終了後掲示される。

5.2 合計8レースを予定する。

5.3 引き続きレースが行われる場合には、次のスタートが間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、レース委員会の信号艇は予告信号の4分前までに音響1声と共にオレンジ色旗を掲揚する。

5.4 最終日は、13:00より後に予告信号を発しない。

6 クラス旗

クラス旗（規則26）は白地に黒の0P旗を用いる。

7 レース・エリア

添付1にレース・エリアの位置を示す。

8 コース

8.1 添付2は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9 マーク

9.1 マーク1、2、3Sおよび3Pはオレンジ色の円筒形のブイとする。

9.2 スタート・マークとフィニッシュ・マークはレース委員会艇とする。

9.3 コースのレグの変更の信号を発するレース委員会艇は、指示12.2で規定するマークである。

10 障害物の区域

次の区域が障害物として指定される。ダイビングスポット（A旗を掲げた船舶周囲約100m）

11 スタート

- 11.1 スタートラインは、スタート・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 11.2 フィニッシュした艇は、レース中の艇を十分に避けなければならない。
- 11.3 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、「スタートしなかった艇（DNS）」として記録される。これは規則A4とA5を変更している。
- 11.4 U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタートラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。この場合、X旗は掲揚されない。これは規則29を変更している。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。これは規則26を変更している。

12 コースの次のレグの変更

- 12.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は元のマーク（またはフィニッシュ・ライン）を新しい位置に移動する。
- 12.2 コースの次のレグを変更する場合、レース委員会艇に反復音響とともにC旗を掲揚する。
- 12.3 ゲートを除いて、艇は、次のレグの変更の信号を発しているレース委員会艇と近くのマークの間をマークをポートに見て、レース委員会艇をスターボードに見て通過しなければならない。これは規則 28.1 を変更している。

13 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上でオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。

14 ペナルティー方式

- 14.1 規則44.1に基づきペナルティーを履行またはリタイアした艇は、抗議締切時間までにレース・オフィスにあるペナルティー確認書に記入しなければならない。
- 14.2 クラス規則および指示11.3、14.1、18、19、20、22、23および24の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会の裁量により失格より軽くすることができる。この規定による裁量ペナルティーの得点記録の略語は、DPIとする。
- 14.3 付則Pを適用する。

15 タイム・リミットと目標時間

- 15.1 タイム・リミットと目標時間は次の通りとする。

タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット	目標時間
90分	30分	50分

- 15.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースを中止する。目標時間通りとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 15.3 先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった（DNF）」と記録される。これは規則35およびA4、A5を変更している。

16 抗議と救済要求

- 16.1 抗議しようとする艇は、レース委員会に通知するため、フィニッシュ・ラインのスターボードの端に位置するレース委員会艇のスターボード側に近づき、被抗議艇のセール番号を口頭で伝えなければならない。
- 16.2 抗議書は、レース・オフィスで入手できる。抗議、救済要求または審問の再開の要求は、適切な時間内に提出されなければならない。
- 16.3 抗議締切時間は、その日の最終レースで最終艇がフィニッシュした時刻、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」と信号を発した時刻のいずれか遅い方の60分後とし、その時刻を掲示する。
- 16.4 当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている選手に通告するために、抗議締切時刻から30分以内に通告を掲示する。
- 16.5 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則61.1(b)に基づき伝えるため掲示する。
- 16.6 指示14.3に基づき規則42の違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。
- 16.7 指示11.3、14.1、18、19、20、22.5、23および24の違反は選手による抗議の根拠にはならない。これは規則60.1(a)を変更している。
- 16.8 レースを行う最終日では、審問の再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。
 - (a) 要求する当事者が最終日の前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
 - (b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後30分以内。これは規則66を変更している。
- 16.9 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。

17 得点

- 17.1 シリーズの得点
 - (a) シリーズの成立には、3レースを完了することが必要である。
 - (b) 4レース以下しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は全レースの得点合計とする。
 - (c) 5レースから6レースまで完了した場合には、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
 - (d) 7レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を2つ除外したレースの得点の合計とする。
- 17.2 掲示されたレースまたはシリーズの成績について誤りがあると思われる場合、艇はレース委員会に得点の照会を書面で求めることができる。

18 安全規定

- 18.1 選手は、出艇前および帰着後すみやかにフリートごとに用意された申告用紙に出艇または帰着のサインをしなければならない。
- 18.2 レースからリタイアする艇は、コースを離れる前にレース委員会またはレスキュー艇に伝えなければならない。また、レース・オフィスにある申告用紙にリタイアした旨を記入しなければならない。
- 18.3 選手の帰着を早急に確認するため、陸上でB旗が掲揚された場合、選手あるいはそのコーチ、監督または代理人が、B旗掲揚後45分以内に帰着のサインをしなければならない。B旗は帰着前のレースが、終了、中止または延期された時刻に掲揚される。
- 18.4 救助を必要とする選手は、笛を吹くかパドルまたは片腕を振って、知らせなければならない。レース委員会は、

救助を要すると判断した場合には、救助を必要とする選手の意向にかかわらず、救助することができる。これは救済要求の根拠にはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

19 装備の交換

- 19.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の書面による承認なしでは認めない。交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。
- 19.2 損傷した装備の交換は、レース・オフィスにある所定の用紙に記載し、損傷した装備と交換する装備の両方について計測小委員会の検査を受けて承認を得なければならない。
- 19.3 損傷または紛失した装備の交換が海上の場合、帰着後最初の適当な機会に損傷した装備と交換した装備品の両方を計測小委員会に提示しなければならない。その交換は、レース委員会の承認を条件として過去にさかのぼって認められる。

20 装備と計測のチェック

艇または装備は、クラス規則、レース公示または帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。各レースで上位10位までにフィニッシュした艇は、フィニッシュ後すみやかにフィニッシュ・ラインのスターボードに位置する計測艇に向かわなければならない。海上計測を受けるまで、艇にいかなる調整もしてはならない。

21 オフィシャル・ボート

オフィシャル・ボートの標識は、次のとおりとする。

レース委員会の信号艇	「JODA」旗
レース委員会艇	「RC」旗
プロテスト委員会艇	「JURY」旗
計測艇	「Measurement」旗
支援艇	ピンク色旗

22 支援艇

- 22.1 支援艇は、海上では常時ピンク色旗を掲揚していなければならない。
- 22.2 支援艇の乗員は、準備信号からレースが終了するまで、またはレース委員会がレースの延期あるいはレースの中止の信号を発するまで、支援艇の制限区域に入ってはならない。（コース・エリアから100メートル以上。）ただし、全ての艇が、マーク2を通過した後、フィニッシュ・ラインのスターボード側の支援艇待機エリアに移動することができる。また、支援艇はスタート後、スタート待機エリアからフィニッシュ待機エリアまでセンターチャンネルを通して移動できる（添付2参照）。レース委員会またはプロテスト委員会が、コース・エリアからさらに離れるよう指示した場合は、直ちにそうしなければならない。
- 22.3 指示22.6で規定された救助活動に従事する場合を除き、支援艇はコース・エリアの周りを移動する際、その引き波の影響をレース中の艇に与えてはならない。
- 22.4 支援艇の乗員が、レース公示13と帆走指示書の規定に違反したことが審問で認定された場合、その支援艇に関わる全ての艇に対して、プロテスト委員会の裁量によるペナルティーが課せられることがある。これは規則63.1を変更している。

- 22.5 選手は、その日の最初の予告信号からその日の最終レースでフィニッシュした時点、またはレース委員会が「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発する時点のどちらか遅い方まで、指示21に規定されたオフィシャル・ボート以外の船舶に近づいてはならない。
- 22.6 全ての支援艇に対する救助活動の要請は、レース委員会艇に「緑色」旗を掲揚して通告する。この要請があった場合、支援艇はコース・エリアに入ることができる。ただし、支援艇は規則41(a)に基づく場合を除き、レース艇に援助を与えてはならない。

23 ごみ処理

ごみは、支援艇、レース委員会艇またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

24 艇の保管場所

艇は、指示された所定のバースに保管されなければならない。

25 責任の否認

選手は自分自身の責任で大会に参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

26 保険

レース公示のとおり

添付1 「レース・エリア」

添付2 「コース」

[illegible]

添付2 「コース」

コース：スタート～1～2～ゲート（3P-3S）～フィニッシュ
角度はおおよそ

支援艇航行制限領域：
各コースから100m以上離れること。

